:10頁 第十二條

(第三種郵便物認可) 昭和四年四月十五日

昭和十九年 七月十八日

令

五 百 五 號

> 火 矅 H

千 縣

左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行 昭和十七年十二月鳥取縣令第七十六號鳥 ◇鳥取縣令第五十二號 ス 取縣紙檢査規則

頁

昭和十九年七月十八日

セ ベベミ

鳥取縣知事 鳥

第一條中 號ヲ加フ _ 號 尹削リ 二二號」 ヲ \exists 號 -改メ左

第七條 檢査ヲ受ケントスルモノ 鳥取縣工業指導所三 於 テ生産シタ ル E

┰

頁頁頁頁頁頁頁頁頁頁頁

名ヲ明示スヘシ) 量目、規格、 番號、 製造者氏名又ハ所屬會社 省氏名又ハ所屬會社(組合ノハ製品ノ包装單位每ニ銘

事務所共 檢査更員必要アリ 他人 肵 ŀ 認メ Ŋ シ ル 帳簿ヲ 丰 閱覽 工場、 シ 製品 店舗

◇鳥取縣告示第三百八十八號

運搬停止若ハ 保管ヲ命シ叉ハ關係資料ノ提出若ハ必要

第十八條中「鳥取縣手漉製紙工業組合聯合會」ヲ ナル措置ラ命スルコトアルヘシ

「鳥取縣

手漉製紙工業統制組合」ニ改ム

一十五條中「本規則ニョル義務者ハ」ノ 戸主、家族、同居人、傭人」ヲ加フ 次二

「其ノ

代理

第八號様式中共ノ末尾ニ左ノ一項ヲ加フ (注意) 證紙ノ種類別口座ヲ設ケ調製ス

訓

◇鳥取縣訓令甲第二十二號

各

昭和十八年四月三十日島取縣訓令甲第九號鳥取縣豫算執行

昭和十

九年七月十八

令

課部

長 長

廨 長

監査規程中左ノ通改正シ公布ノHョリ之ヲ施行ス

武 島

第二條中「官房長」ヲ「内政部長」 鳥取縣知事 改 4

義

示

◇鳥取縣告示第三百八十六號

業會ニ對シ胡瓜、南瓜、茄子、蕃茄、 青果物配給統制規則第四條並第六條ノ 、甘藍、葱頭、離、西、鬼定三依り鳥取縣農

梅ノ出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十九年七月十八日 鳥取縣知事 武

島

◇鳥取縣告示第三百八十七號

委員會規程中左ノ通改正シ昭和十九年七月八日ョリ之ヲ適 昭和十九年五月鳥取縣告示第二百二十六號鳥取縣統計審查

用ス

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

컌

第六條中 「文書課長」ヲ「統計課長」 17

> 改 L

庄 村同

村同

富 町同

保證責任 田後信用購買販賣利用組 合興洋會

賀 大 岩 村農業會 茂 村同

扱フ團体指定ノ件)中左ノ通改正ス

品配給消費統制規則第七條ノ規定『依リ指定繊維製品ヲ取昭和十九年六月十六日鳥取縣告示第三百二十九號(繊維製

村同

村同

町同

國 英 村同

七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團体指定ノ件) 鳥取縣告示第三百五十五號(纖維製品配給消費統制規則第 月二十四日鳥取縣告示第九十二號及昭和十七年六月十二日 昭和十七年二月六日鳥取縣告示第七十三號、昭和十七年二

散 村同 村同

西

村同

(八頭那)

大御門村同

村同

町同 村同

「鳥取縣表裝裂地商組合」ノ

次ニ左ノ

如ク加フ 市農業會

市農業會

子

里

村同

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

武

上私都村同 下私都村同

中私都村同

池 丹 安

田 比

村同 村同 村同

(八頭郡)

頭

佐 大

村同

村同

字倍野村同 津ノ井村同

成 面

器 影

村同

田 取

村同

茅

村同

和

(氣高郡)

(第三種郵便物認可)

昭和十九年七月十八日

爲取縣公報

第千五百四十五號

田

村同 村同

=

鳥取縣公報

															00	15	3
山上村同	黑 坂 町同	逢 坂 村同(西伯郡)	名 和 村间	大 山 村同	高 麗 村同	淀 江 町同	日吉津村同	大 高 村同	縣村同	幡鄉村同	尙 德 村同	賀 野 村同	上長田村同	大國村同	成實村同	富 益 村同	· 大篠津村同
多 里 村同	大 宮 村同	二部村同	光 德 村同	庄 內 村同	所 子 村同	字田川村同	大 和 村同 (西伯郡)	巖村同	春 日 村同	大幡村同	五千石村同	手 間 村同	東長田村同	法勝寺村同	天 津 村同	夜 見 村同	和田村同
八 橋 町漁業會	保證責任、大良同	保證責任 三 橋同	有限責任 泊 村同	保證責任 久津賀漁業協同組合	正條村同	酒 津 村同	福部付同	網代村同	浦富町同	賀露漁業會	有限責任 東伯郡被服購買組	八鄉村同	溝口町同	江 尾 村同	根雨町同	石 見 村同	日野上村同
赤碕町同				協同組合	青谷 町同	寳 木 村同	末 恒 村同	大 岩 村同	田後 村同	東村同	、購買組合		日光 村同	米 澤 村同	神奈川村同	日 野 村同	福 榮 村同

三 朝村同 旭 村园	鹿村同 三徳村	東鄉 松崎村同 花見 村同	泊 村同 含人村同	橋津村同字野村同	長瀨村同淺津村同	西鄉 村同(東伯郡) 上 井 町同	中鄉村同 勝部村同	日置谷村同 日置 村同	正條村同青谷町同	逄 坂 村同(氣高郡) 小鷲河村同	鹿野町同 勝谷村同	寶 木 村同 瑞 穗 村同	大鄉 村同 末 恒 村同	湖山 村同 吉岡 村同	松 保 村同 千代水村同	明治村同豐實村同	大 正 村同 東 郷 村同
(分) 余子村偷	町	渡村同	彦 名 村同	下中山村同	成美村同	赤 碕町同	古布庄村同	下鄉村同	由良町同	榮 村同	中北條村同	灘 手 村同	高城村同	山守村同	矢送村同	小鴨村同	竹田 村同
中濱村同	道村	外江村同	崎 津 村同	上中山付同	安田村同	以西村同	八橋町同	上鄉 村同	浦安町同	大談村同	上北條村同	下北條村同	社 村同(東伯郡)	北谷村同	南谷 村同	上小鴨村同	倉吉町同

鳥取縣公報

第千五百四十五號

昭和十九年七月十八日

(第三種郵便物認可)

學校養護訓導免許狀ヲ授與セリ

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

武

島

竁

◇鳥取縣告示第三百九十一號

六

00160 鳥取縣工業指導所規程左ノ通定ム ◇鳥取縣告示第三百八十九號 **其ノ**振興ヲ期スル爲左ノ事業ヲ**行**フ 昭和十九年七月十八日 等ニ關スル企畫並指導 規格整備並技術ニ闘スル指導及分析試驗鑑定 兵器、其ノ他軍需品、 工業用資材並製品ニ關スル調査、紹介斡旋 各種工業ニ關スル試験研究 保證責任 講習講話並實地指導 國有鐵道共濟組合米子購買支部 保證責任 鳥取縣工業指導所規程 日本鑛業株式會社岩美鑛山購買會(岩美郡小田村) 御來屋町漁業會 本所ハ時局ニ即應スル縣下工業ノ改善指導ヲ圖リ 鳥取縣知事 弓濱漁業協同組合 下中山村漁業協同組合 生活必需品、 武 江 島 町同 交易品及代用品 義 第二條 ◇鳥取縣告示第三百九十號 鳥取縣自動車タイヤ配給統制組合ノ統制規程ヲ認可セ 商工組合法第三十九條ノ規定二依以昭和十九年七月十 所規程之ヲ廢止ス 並昭和十七年三月鳥取縣告示第百五十九號鳥取縣木工指導 本規程へ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス 昭和五年四月鳥取縣告示第九十五號鳥取縣商工獎勵館規程 六 劚 技 地 所 昭和十九年七月十八日 傳習生ノ養成 方 本所ニ左ノ職員ヲ置ク 技 師 長 手 鳥取縣知事 武

島

義

試験檢定ニ依リ昭和十九年六月三十日左記ノ者ニ對シ國民 免許證番號 五五三 西伯郡巖村大字蚊屋二七七番地 住 所 石 氏 田 重 名 藏

◇鳥取縣告示第三百九十三號

健康保険法國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險醫左ノ

昭和十九年七月十八日

診療所々在地 鳥取縣知事 氏 嘉藏死亡昭和十九年六月十七名 異動 異 動 年 月 日 顁 鳥

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依り假設建築物建築 ◇鳥取縣告示第三百九十四號

件左ノ通許可セリ

昭和十九年七月十八日 鳥取縣知事 貮

動力籾摺業免許者中左ノ通慶業屆出アリタ

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

武

島

異双鄰公報

第千五百四十五號

昭和十九年七月十八日

◇鳥取縣告示第三百九十二號

Щ

野口

子

深森

喜

代 耶

子 子

田 脇 島 中 出

惠 子

|東伯郡倉吉町仲ノ

町仲井

七日

手 田 突

香

世

建築主ノ住所氏名 鳥取市吉方四〇八番地

(第三種郵便物認可)

-1:

神戸村大字岩坪

同同

同

大字上砂見

頭郡佐治村大字古市

同

同

爲取縣公報

(第三種郵便物認可)

鳥取縣知事

武

「農商省」

:=

改メ

「告示規格」

プ通指定

行ス 第五條ニ依形檢查標準中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施 昭和十七年三月鳥取縣告示第百六十八號鳥取縣紙檢查規則 ◇鳥取縣告示第三百九十五號 昭和十九年七月十八 建築物ノ用途 建築ノ場所 減若ハ變更スルコトア 出ヅベシ 指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ 建築物ノ面積 建築場ノ構造種別 命令事項 知事必要アリト認ムル 本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ屆 前項ノ存續期限滿了ノ 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス 突出セル部分建築面積 精米作業場 木造 ル 時へ都市計畫事業實施者 ベシ ۲ 屋根瓦葺平屋建 丰 ハ本命令書ノ條項ヲ增 **一一、二平方米** 五五、四平方米 鳥取縣紙檢查規則第三條ニ依リ檢查場ヲ左 ◇鳥取縣告示第三百九十六號 次ニ「及陸軍基本規格」ヲ加フ 第二條ニ依ル檢査場指定ノ件ハ之ヲ廢止ス 昭和十七年三月鳥取縣告示第百六十九號鳥取縣紙檢查規則 同 同 鳥取市古市 同同 昭和十九年七月十八日 規格中「商工省」ヲ

鳥取縣知事

润

義

旭製紙株式會社

氣高郡寳木村大字寳木 明治村大字河內 瑞穗村大字宿 鹿野町大字鹿野 日置村大字河原 青谷町大字青谷 小鷲河村大字鷲峰 大字山根 明治因州紙有限會社 鹿野因州紙工業施設組 河原因州紙有限會社 青谷因州紙有限會社 大洋製紙株式會社 瑞穗因州紙有限 山根因州紙有限會社 **)**) 小鷲河村農業會製紙 會社

合

))

昭和五年四月鳥取縣告示第九十六號鳥取縣商工獎勵館ノ 鳥取縣工業指導所ノ位置左ノ通定メ昭和十九年七月一日ョ 智頭因州 小鴨因州紙工業施設組合 西鄉村農業會 神戶因州紙有限會社上砂見工場 佐治因州紙有限會社第一集荷所 神戶因州紙有限會社 紙工業施設組 第二集荷所 第三集荷所 台 位. 縣稅檢查章 ◇鳥取縣告示第三百九十九號 同 同 畾 八頭、岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納 ◇鳥取縣告示第三百九十八號 並交付セリ 昭和十九年七月十八日 分 番號 Ħ. 、二六交付 沿和一九、六 、二六返納 交付年 月日 鳥取縣知事 事務所 同 人 所屬廳名 同 島 職 同 名 山根 山根 久林 氏 義 寬吉 名 īΕ

東伯郡小鴨村大字福守

西鄉村大字中井

智頭町大字篠坂

◇鳥取縣告示第三百九十七號

同

同

大字加茂 大字加賴木

同

産婆名簿登録訂正者左ノ如

置ヲ定ムルノ件ハ之ヲ廢止

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

武

島

義

リ之ヲ施行ス

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事 島

義

舊本籍 鳥取縣東伯郡以西村大字大父二六番屋敷 鳥取縣東伯郡三德村大字門前四二番屋敷

鳥取縣工業指導所

鳥取市西町八十九番地

同

木工部

鳥取市西町三百七十三番地ノニ 氣高郡寶木村大字寶木九百五番地

製紙部分場

住 新本籍 西伯郡大山村大字佐摩三九八番地

鳥取市吉方四〇 20六及四〇八番地 第千五百四十五號

昭和十九年七月十八日

對シ同年六月二十九日訂正九年六月二十二日付名簿訂正方出願ニ本籍前姓橋田ヲ谷川ニ變更ノ爲昭和十昭和十八年十二月二十二日婚姻ニ依リ 二十リ

1

男子勞務者

標準賃金額左

如

大正二年四月三日生

◇鳥取縣告示第四百號

賃金統制令第十一條第一項ノ規定ニ依リ震災復興ノ爲メ土 壞又ハ其ノ準備ノ作業ニ從事スル勞務者(常傭、 木建築其ノ他工作物ノ建設、 ノ最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十九年七月一日ョリ之ヲ 改造、 保存、 修理、 變更、 日傭ヲ含 破

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事 武 島

最高賃金及標準賃金 日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ

改造、保存、 從事スル勞務者 十時間ノ場合ニ於ケル土木建築其ノ他工作物ノ建設、 修理、變更、 破壊又ハ其ノ準備ノ作業ニ ノ最高賃金額及

子 錻 積 嶌 左 大 鍛 其 土 建 屋 疊 小 割 石工、 他 石 冶 根 力 具 纫 石 職 金別 官 工 者 J. T. 工 夫 工 職 工 I. I. 最高賃金 四、圓 ₹ 륵 Ξ 四 四 四 四 四 五〇 -0 $\frac{1}{0}$ $\frac{1}{0}$ 0 8 00 =0 五〇 八〇 00 八〇 標準賃金 ξ ξ 三、 Ξ, 三、 ₹ 三 五〇 $\frac{1}{0}$ 四〇 四〇 $\frac{1}{0}$ Д О 四〇 E. 五〇 五〇 Fi. 八〇 八〇

歴三年以上ノ者 土工ト稱 ス 12 ル 3 テ且所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタ 土木建築業ノ作業ニ從事シタ ル 前

女子勞務者

女子勞務者ノ最高賃金額ハ男子勞務者ノ賃金額 t 割

ニ相當スル額ト ス

復興派遣手當

 $\stackrel{-}{\Rightarrow}$

0

野シー日ニ付 本縣在住券務者ニ對シー日ニ付 スル券務者ニ對シー日ニ付 スル券務者ニ對シー日ニ付 素質復興事業ニ從事スル為縣 震災復興事業ニ從事スル為縣 で、組頭、小頭ニ對シー日 頭梁、組頭、小頭ニ對シー日

役

付

手

當

`圓

00

手當ノ

種類

額又ハ率

與

傑

1

手

ヲ以テ

女人

最高賃金額

ŀ

賃金額トス 相當スル額 ヲ以テ第出 ハ之ヲ超ユル一時間每ニ前號ノ最高賃金額ノ一割五分ニ 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合 シタル額) 〇一時間コ 滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合 ラ 加算シ タル モノヲ以テ其ノ最高 實物 能率增進手

種類

數

量

評

給

八十一價

實

物

當

0

事

=

食 食

女男 女男

二二八十 十五 錢錢 綫錢

同 二泊日通

付勞 務者

ラン 一日 一日 一日 二 い 件 業 従 事

對

シ

專

居

一、五疊

付一錢五厘

場合ハ其ノ不足時間一時間每二第一號ノ最高賃金額ノ 割ニ相當スル額 最高賃金額トス 割合ヲ以テ第出シタ 一日ノ就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タ (一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此 ル額) ヲ減額シ 夕 ル モノヲ以テ其ノ ザ \bar{j} __ ル 住 玉 食 食

請負

賃金制ノ場合ニ

かか

ル最高賃金額

至第

ø

ル最高賃金額ニ

第四

説ノ ٧, 第

給與ヲ加 一號乃

左ノ手當、 シタ 實物給與支給條件三該當ノ Æ. 手當、 實物給與ヲ 場合ハ前各號ニ 加算 æ 三號ニ依リ算出シ シタル額ト 負賃金制二依

爲取蘇公報

第千五百四十五號

昭和十九年七月十八日

(第三插郵便物認可

~ あいけつご

常庸勞游者

最高賃金額

月

額

依

額ノ八割ニ相當スル額ニ第四號ノ給與ヲ加算シタ 金額ハ第一號乃至第三號及第五號ニ依リ算出シタ 金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス コトト 徒弟、十八歲未滿ノ者又ハ經驗三年未滿ノ者ノ最高賃 シ每月ノ稼働日每二前項二依リ算出シ 夕 ル最高賃

同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ 本告示ハ昭和十九年十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス伹

以後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

其ノ準備ノ作業ニ從事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額ヲ左ノ 其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、 通指定シ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ適用ス 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ震災復興ノ爲メ土木建築 ◇鳥取縣告示第四百一號 修理、 變更、破壞又ハ

昭和十九年七月十八日

鳥取縣知事

武 島 義

ル賃金 ル額ト 同日 シ 第 屋 疊 錻 積 小 鳶 左. 大 職種別 割 準額左ノ如シ 工作物ノ建設、 十時間ノ場合ニ於ケル震災復興ノ爲メ土木建築其ノ 準備ノ作業ニ從事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額及標 就業時間ニ依リ手間賃ヲ支拂フ場合 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ) 石 男子勞務者 弋 根 力 石 手間 切 改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其於ケル震災復興ノ爲メ土木建築其ノ他 石 賃別 職 \mathbf{I} Т. T. 工 膱 官 I 最 灯圓 三、五〇 四、110 = 四 四 四 ₹ 髙 $\frac{1}{0}$ 0 0 八 〇 00 Fi. 額 標 三 五〇 $\vec{\exists}$ ξ Ξ 芎 三、 ∹ 準 五〇 四〇 =0 八〇 八〇 四〇 四〇 ガ

出工	其	普	土	建	鍛	
ト稱スルハ土木	ノ他ノ勞務	通人	and and groupe	具	治	
建築業	者	夫	т —	職	職	
ノ作業ニ從事シタル	=, 00) (OO	11, 110	三、八〇	四、110	
シタル前歴三年	三五〇	<u>∓</u> .	二、八〇	=, =, 0	三、五〇	
フ 最高額トス	左ノ手當、實物	以テ其ノ手間貸ノ最高額トス	テハ比ノ割合ヲ以テ原出シタル額)ヲ減額シタル蓄シー生・木管ニア蓄ノ一甲目・別でニア諸国・	高質ノー別ニ相響スレ類(一寺間一端タザル就業三割れ場合/単ノ不瓦展間一展間為『第一覧フラ間覧』	号インは、下半年間一年間兵ニ第一党・平間査・一日ノ就が、時間ガ第一號三定ムル就業時間ニ滿々	

00167

上: 建 鍛

其

以上ノモノニシテ且所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル

÷

1

手

當

テ共 手間賃 、最高額

風取縣公報

割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タ

割合ヲ以テ算出シタル

額)

ヲ加算シタ ザ

モ

フヲ

種實

數

量

if.

價

給

與

條

件

類

ル就業ニ對シテ

2

T

物

給

ψį

合ハ之ヲ超ユル一時間每ニ前號ノ手間賃ノ最高額ノ

能率增進手當

 \bigcirc

一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場

七割二相當スル額トス

女子勞務者ノ手間賃ノ最高額

ハ男子勞務者ノ手間賃

役

付

手

當

`圓

シー

Ħ

0

手當ノ

種類

額叉ハ

率

復興派遣手當

=

0

業縣

者二付就為

二龍

女子勞務者

第千五百四十五號 昭和十九年七月十八日

(第三種郵便物器可

鳥取縣公報

					00100
昭和十九年七月十八日發行鳥、取一樣人人。 (略和四年四日昭和十九年七月十八日印刷)	本告ぶハ昭和十九年十二月三十一日迄其ノ効力が行スト	ノ合計額ヲ以テ其ノ最高額トスコトシ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニ依リ第出シタル最高額超者ノ依賴ニ依リ就業スル場合ノ最高額ハ月額ニ依ル出來高拂制又ハ其ノ他ノ精負制ニシテ繼續シテ同一依	トスの場合により、「おりました」と、「おりました」を表により、「おりました」のでは、「おりました」をは、「おりました」と、「もった」と、「おりました」と、「おりました」と、「おりました」と、「おりました」と、「おりました」と、「もった」」と、「もった」と、「もった」」は、「もった」」」と、「もった」」と、「もった」」は、「もった	第二 出來高弗制又へはノ也ノ青負制ニ依リ手間電子皮弗割ニ相當スル額ニ第四號ノ給與ヲ加算シタル額トスノ最高額ハ第一號乃至第三號ニ依リ算出シタル額ノ八五 徒弟十八歲未滿ノ者又ハ經驗三年未滿ノ者ノ手間賃	住 居 一 五疊
物部门 即 刷 所 鳥 取 縣 印 刷 所月十五日) 爱 行 青)鳥 取 取 取 取 縣 良取 市東町					ハ同日以後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス。但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テ